

19 監査公表第 1 号

平成 18 年 10 月 27 日付で提出を受けた住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 4 項の規定により監査を行ったので、同項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成 19 年 1 月 11 日

福岡市監査委員	川	口	浩
同	高	田	保
同	竹	本	忠
同	福	田	健

第 1 住民監査請求書（福岡市職員措置請求書）の提出について

1 住民監査請求の内容等

(1) 請求人

氏名 脇 義重 氏
同 荒木 龍昇 氏

(2) 請求日

平成 18 年 10 月 27 日

(3) 住民監査請求の要旨

1) 請求の要旨

福岡市長は 2016 年開催の夏季オリンピックを福岡市で開催すべく、2005 年と 2006 年両年度において、予算流用を含め 2 億 3 5 5 0 億円を招致費用に充て支出した。

(1) オリンピック招致費用支出の不当性

オリンピック招致は福岡市長が独断で決めたことであり、市民は予めその招致について十分な情報さえ与えず、開催招致の是非を問われませんでした。また、招致反対の請願が市議会に提出されるなど 7 割の市民が招致に反対していました。

そもそも、福岡市にオリンピックを招致・開催する財政的余裕があったのでしょうか。老人医療助成が打ち切られ、留守家庭子ども会を有料化し、障がい者支援が受けられないでいる市民生活の現状を考え、警固断層近くの学校の補強工事やアスベスト対策などの緊急性を考えると、その対策のために予算を組むことが緊急に求められていたはずで、オリンピックのような緊急性を要しない費用に税金を使うべきではありませんでした。

オリンピック招致は予算を立てたり、ましてや流用したりして対処すべき緊急事業ではないはずで、そもそも、オリンピック招致に立候補すべきではな

かったのです。招致に使った4億5881億円は全額が不当な支出です。

(2) 福岡市に与えた損害

市長の独断による不要・不急のオリンピック招致予算執行で本来市民が受けるべき行政サービスが受けられず市民生活にさまざまな負担が増えています。福岡市に4億5881億円の損害を与えました。

(3) 求める措置

福岡市長は、流用額を含めたオリンピック招致費用4億5881億円を福岡市に返還する。

2) 請求者

別紙一覧のとおり

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

2006年10月27日

福岡市監査委員宛

(「福岡市職員措置請求書」の原文のまま記載)

(4) 事実証明書

事実証明書として次の書類の写しが添えられていました。

ア 2006年9月8日付け毎日新聞記事

イ 2006年9月15日付け朝日新聞記事

(5) その他

住民監査請求書(福岡市職員措置請求書)及び事実証明書と共に「山崎市長のオリンピック招致の責任を求める住民監査請求の賛同署名」と題する書面が添えられ、福岡市職員措置請求書に「607筆の賛同署名を添えて提出します。」と付記されていました。

2 補正

平成18年11月8日付監査1第726号で、平成18年10月27日に住民監査請求を行った脇義重氏及び荒木龍昇氏(以下「請求人」といいます。)に対し、福岡市職員措置請求書の補正についての通知を行いました。平成18年11月17日に請求人より以下の補正がなされました。

補正届け

監査1第726号(2006年11月8日付)で求められた、2006年10月27日提出の福岡市職員措置請求について、下記の通り補正します。

記

1. 請求書の請求の要旨中にある金額をすべて 459,790,061 円に訂正します。
2. 上記金額の証書を添付します。

以上を「山崎市長のオリンピック招致の責任を求める住民監査請求の賛同署名」追加分 252 筆とともに届け出ます。

添付資料

- 1) 「オリンピック関係支出について」に記載ある内容の支出証書

照会番号 1 より 28 まで (但し 22 と 28 は資料なし)	金額
市民局以外からの支出	19,959,024

2) 照会番号	局・区・室別	内 容	金額 (円)
29		「平成 17 年度予算執行状況について」	(48,373,183)
30	欠		
31	城南区	報償費	66,000
32	早良区	M C 写真用紙ロール	15,750
33	西 区	報償費	36,000
34	東 区	報償費	84,000
35	財務局	旅費	16,596
36	市民局	「オリンピック招致応援」 ラジオ広報業務委託	1,999,200
37	博多区	報償費	12,000
38	南 区	講師謝礼金	12,000
39	市長室	旅費	563,684
40	都市整備局	旅費	164,624
			2,969,854

3) 2005 年度 (流用) 支出額 48,373,183

4) 2006 年度 市民局支出額 184,531,000
 (当初予算 150,000,000)
(流用 35,000,000)
 (185,000,000)

5) 人件費 203,957,000
 1) + 2) + 3) + 4) + 5) 合計 459,790,061

(「補正届け」の原文のまま記載)

その他, 支出命令書等の写しなども添付されていました。

3 請求人に対する証拠の提出及び陳述の機会の付与

平成 18 年 11 月 24 日に請求人から陳述を受けるとともに、「山崎市長のオリンピック招致の責任を求める住民監査請求の賛同署名」と題する書面の追加分の提出を受けました。

第 2 要件審査

請求人は福岡市の住民であること、財務会計上の行為について監査を求めていること、必要な措置についての記載があること、市に損害発生の可能性があることなど、住民監査請求に関して必要とされる地方自治法第 242 条に規定された要件等については満たしていることを確認しました。

なお、請求期間の要件については、監査の対象とされた支出のすべてについて満たしていることは確認できませんでしたが、詳細は監査を実施する中で確認することとしました。

また、荒木龍昇氏については、補正に当たり、戸籍上は「大塚龍昇」であるとの申し出があり、戸籍上の氏名により、住民票で福岡市の住民であることを確認しました。

第 3 監査の実施

1 監査対象事項

(1) 監査の対象となる財務会計上の行為について

本件住民監査請求において平成 17 年度及び同 18 年度に市のオリンピック招致に関してなされたとされる支出（以下「本件支出」といいます。）を監査対象とします。

(2) 着眼点

ア 本件支出に関し、不当な点があるか。

イ 上記アの結果を踏まえ、市に損害が発生しているか。

ウ 以上の結果を踏まえ、求められた措置を行う必要があるか。

2 事情聴取

(1) 関係職員の陳述

平成 18 年 11 月 24 日に、市民局長ほか関係職員から陳述を聴取しました。

(2) 関係職員聴取

市民局及び関係局・区・室の関係職員から事情を適宜聴取しました。

第 4 監査の結果

1 事実関係

監査対象事項に関する事実関係については、次のとおりです。

(1) 本件支出について

本件の住民監査請求は、地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、公金の支出についての監査を求めているものと判断しますが、監査の対象として求められている本件支出は複数の支出を含んでいますので、それらを個々に特定する必要があります。

市の一般的な公金の支出は、地方自治法上、市長の権限とされる「支出負担行為(地方自治法第 232 条の 3)」及び「支出命令(地方自治法第 232 条の 4 第 1 項)」並びに収入役の権限とされる「支出(狭義の支出)(地方自治法第 232 条の 4 第 2 項)」の 3 つの段階に分類できますので、本件支出に関する支出負担行為の件数及び金額、支出命令の件数及び金額並びに支出(狭義の支出)の額は、以下のとおりです。

平成 18 年 12 月 21 日現在(単位: 件, 円)

局等名	課名	支出負担行為		支出命令		支出(狭義の支出) の額
		件数	金額	件数	金額	
市長室	秘書課	5	341,312	5	341,312	341,312
	広報課・報道課	28	14,562,710	28	14,562,710	14,562,710
	経営補佐課	2	164,624	2	164,624	164,624
	計	35	15,068,646	35	15,068,646	15,068,646
総務企画局	総務課	1	82,312	1	82,312	82,312
	企画課	2	162,124	2	162,124	162,124
	東京事務所	2	1,941,700	2	1,941,700	1,941,700
	計	5	2,186,136	5	2,186,136	2,186,136
財政局	総務資金課	3	92,828	4	92,828	92,828
	自動車管理事務所	5	93,540	5	93,540	93,540
	計	8	186,368	9	186,368	186,368
市民局	オリンピック 招致準備担当	1,271	237,817,265	1,283	237,817,265	229,422,754
都市整備局	管理課	2	164,624	4	164,624	164,624
東区	地域支援課	6	84,000	6	84,000	84,000
博多区	地域支援課	2	48,000	2	48,000	48,000
南区	企画課	1	36,000	1	36,000	36,000
	地域振興課	2	24,000	2	24,000	24,000
	計	3	60,000	3	60,000	60,000
城南区	企画課	1	2,646	1	2,646	2,646
	地域支援課	5	66,000	5	66,000	66,000
	計	6	68,646	6	68,646	68,646
早良区	企画課	1	15,750	1	15,750	15,750

西区	地域支援課	2	36,000	2	36,000	36,000
合計		1,341	255,735,435	1,356	255,735,435	247,340,924

上記の支出負担行為は福岡市事務決裁規程(昭和51年福岡市達甲第7号)の規定に基づき、金額等に応じ局長以下の決裁で行われ、また支出命令はそれぞれの課長の決裁で行われており、山崎前市長の決裁で行われたものは見当たりませんでした。また、支出(狭義の支出)は収入役又は区収入役の権限で行われていました。

なお、財政局総務資金課に係るものについては、福岡市職員措置請求書、補正書及びそれらの添付資料(以下「請求書等」といいます。)では合計109,424円となりますが、その一部に重複があるため合計額は92,828円であることが分かりました。また、市長室秘書課に係るものについては、請求書等では合計342,312円となりますが、このうち旅費において、航空賃として当初61,100円支給されていましたが、航空便の変更により実費が60,100円となったことから、その差額1,000円について戻入の処理がなされていました。

一方、請求人が請求書等で監査を求めている総務企画局国際課に係る金額30,000円及び城南区地域保健福祉課に係る金額1,650円については、それぞれ1件の支出の一部であったため、上記の表にはこれらの支出を含んでいません。また、事務局職員(専従)の人件費203,957,000円については、市民局オリンピック招致準備担当にかかる給与費等を概算したものであるとの説明を市民局から受けましたが、給与費等の支出は、企業会計により支弁する職員等を除く全職員分を一括して、総務企画局人事課において給与費等を、職員厚生課において共済費を支出しているため、市民局オリンピック招致準備担当職員のみを対象とする給与費等の支出は存在しなかったことから、上記の表にはこれも含んでいません。

なお、請求人が請求書等により監査を求めている上記の総務企画局国際課、城南区地域保健福祉課及び事務局職員(専従)の人件費に係るそれぞれの金額の合計203,988,650円については、上記の表に含まれていない支出(以下「国際課等に係る支出」といいます。)78件のそれぞれの一部分であることを確認しました。この金額を上記の表の支出負担行為又は支出命令の合計255,735,435円に加えると459,724,085円になり、請求人が請求書等で監査を求めた金額459,790,061円に近い金額になります。

2 事情聴取の結果

本件支出に関して、関係職員の陳述及び関係職員聴取を行った結果は、以下のとおりです。

(1) 市民局等の説明

オリンピックの招致については、九州・山口各県の自治体、議会、経済界、市民団体等、福岡・九州の約350団体が一体となった「福岡・九州オリンピック招致推進委員会」を設立し約85万人の賛成署名、及び、九州地方知事会議など10団体の決議を得るなど多くの支援を得て招致活動を行ったものである。

監査請求人によれば、「オリンピック招致は福岡市長が独断で決め、市民は予めその招致について十分な情報さえ与えられず、開催招致の是非を問われてない。オリンピックのような緊急性を要しない費用に税金を使うべきではない。」と主張されているが、このことについては、平成 17 年 9 月定例会において第 31 回オリンピック競技大会の招致に関する決議を頂き招致活動を始めたものであり、ホームページやアンケートにより市民意見を募集し開催概要計画書に反映してきたほか、公民館等での説明会やシンポジウムを開催し広く周知に努めるとともに、アジアの大交流時代に的確に対応し将来の福岡・九州の魅力と活力を創出するために取り組んできたものである。

なお、平成 17 年度予算の流用については、既に平成 18 年 5 月 1 日付監査 1 第 56 号での住民監査請求についての通知の中で、監査委員より違法性、不当性はないと判断いただいているところであり、平成 18 年度予算についても議会の議決を経るなど法令に定めるところにより適正に支出したものである。

このようなことから、オリンピック招致活動に係る経費については、何ら不当な支出ではないものと考えている。

3 監査委員の判断

以上のように事実関係を確認し、及び関係職員等の事情聴取を行った結果に基づき、本件請求について次のように判断します。

なお、今回は、市長が行った行為についての監査が求められていることから、市長の行為(実際には市長の補助執行をする職員に委任され、当該職員が行うことがあります。)に当たる「支出負担行為 1,419 件(6 ページの支出一覧表の合計欄 1,341 件に国際課等に係る支出 78 件を加えた件数)」及び「支出命令 1,434 件(6 ページの支出一覧表の合計欄 1,356 件に国際課等に係る支出 78 件を加えた件数)」について、監査委員の判断を行うこととします。

(1) 平成 17 年 10 月 27 日より前に行われた支出について

地方自治法第 242 条第 2 項本文によると、不当な公金の支出がなされたことを理由に行う監査請求は、「当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これを行うことができない。」とされ、また、同じく同法第 242 条第 2 項ただし書きにおいて、「正当な理由があるときは、この限りでない。」とされています。したがって、監査請求を行った平成 18 年 10 月 27 日の 1 年前である平成 17 年 10 月 27 日より前に行われた支出については、「正当な理由」がない限り、今回の監査請求に基づく監査の対象にはならないこととなります。

しかし、今回、請求人から提出された請求書等においては、「正当な理由」について触れていませんので、本件支出のうち、平成 17 年 10 月 27 日より前に行われた「117 件の支出負担行為」及び「75 件の支出命令」については、同法第 242 条第 2 項の要件を満たさず、不適法な請求であると判断しました。

(2) 上記以外の支出について

ア 平成 17 年度及び同 18 年度における市のオリンピック招致費に関する支出が不当であるかという点について

請求人は、請求書において、『オリンピック招致は福岡市長が独断で決めたことであり、市民には予めその招致について十分な情報さえ与えず、開催招致の是非を問われませんでした。また、招致反対の請願が市議会に提出されるなど 7 割の市民が反対していました。』、『オリンピックのような緊急性を要しない費用に税金を使うべきではありませんでした。』などの主張をしています。

今回のオリンピック招致については、平成 17 年 9 月の福岡市議会定例会において「第 31 回オリンピック競技大会の招致に関する決議」がなされていること、平成 18 年 3 月に九州・山口各県の自治体など約 350 団体が一体となった「福岡・九州オリンピック招致推進委員会」が設立され、同委員会が約 85 万人の賛成署名など多くの支援を得て招致活動を行ったこと、公民館等での説明会やシンポジウムを開催し広く周知に努めたこと、アジアの大交流時代に的確に対応し将来の福岡・九州の魅力と活力を創出するために取り組まれたものであること、また、平成 18 年度のオリンピック招致費に関する予算について平成 18 年 3 月の福岡市議会定例会において議決を経ていることなどを市民局から説明を受けましたが、監査の結果、これらのことを否定し、これらのことを不当と認めるに足る事実は見いだせませんでした。

また、市民に予めオリンピック招致に係る情報が十分に与えられなかったとの趣旨の請求人の主張については、市当局として公民館等での説明会やシンポジウムを開催するなど、市民の理解を得るために一定の努力をしたことは認められますが、情報提供が不足しているなどといった市民の声を紹介した報道やオリンピック招致に関して報道機関が行った市民アンケートの公表内容等を踏まえると、結果的には市民の十分な理解と支持が得られるまでには至らなかった点があることは否定できないと思われます。しかしながら、このことを市当局として真摯に受け止めるべきではあるにしても、そのことをもって、本件支出（(1)において不適法であると判断したものを除く。以下同じ。）を一概に不当なものであると認めるには至りませんでした。

これらのことを踏まえ、個々の本件支出に関し、請求人が主張する不当事由が存在するか検証しましたが、いずれも議会の議決に基づく予算に従い、又は地方自治法等で認められる流用の手続を経た予算に基づいて執行されていることなどが確認でき、請求人が主張する事由に該当して不当であると認められるものはありませんでした。

以上のことから、本件支出に関し、不当な点はありませんでした。

イ 上記アの結果を踏まえ、市に損害が発生しているかという点について

アで述べたとおり、本件支出に関し不当な点があるとは認められませんので、

市に損害が発生しているということも認められませんでした。

ウ 上記ア，イの結果を踏まえ，求められた必要な措置を行う必要があるかという点について

ア，イで述べたとおり，本件支出が不当であるとは認められず，福岡市の損害が発生しているとは認められませんでしたので，請求人が求めている山崎前福岡市長にオリンピック招致費用に費やした 459,790,061 円を福岡市に返還するよう求める措置は，行う必要がないと判断します。

4 結論

以上のことから，請求人の主張のうち一部は不適法であり，その他の部分は理由がないと判断します。